

() 通 知

東京都北区東十条三丁目10番36号
図書印刷株式会社
代表取締役社長 川田和照 殿

平成28年4月21日

1 9 0 E L G I N A V E N
U E , G E O R G E T O W
N , G R A N D C A Y M A
N K Y 1 - 9 0 0 5 , C A
Y M A N I S L A N D S

貴社株主

I N T E R T R U S T T R U
S T E E S (C A Y M A N)
L I M I T E D S O L E L Y
I N I T S C A P A C I T
Y A S T R U S T E E O
F J A P A N - U P

常任代理人

東京都中央区月島4丁目16番
13号
株式会社みずほ銀行決済営業部

及び

東京都渋谷区恵比寿西一丁目3
番10号

貴社株主

株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強



前略 I N T E R T R U S T T R U S T E
E S (C A Y M A N) L I M I T E D
S O L E L Y I N I T S C A P A C I
T Y A S T R U S T E E O F J A P
A N - U P 及び株式会社ストラテジックキャ
ピタル (両者合わせて貴社の議決権を300
個以上6か月前から引き続き保有) は、会社
法第303条第2項及び同第305条第1項
に基づき、本書をもって次のとおり請求しま
す。なお、個別株主通知の受付票については
別途郵送いたします。

- 1 後記の提案の議案を、平成28年6月に
開催される貴社定時株主総会における会議
の目的とすること。
- 2 後記の提案の議案、議案の要領及び提案
の理由を株主総会招集の通知及び添付の参
考書類に記載すること。

第1 提案の議案及び議案の要領

1. 定款変更の件

第2 議案の内容

1. 定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 政策保有株式

(政策保有株式の売却)



第 5 1 条 当 会 社 が 、 本 条 を 追 加 す る 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 現 在 、 純 投 資 目 的 以 外 の 目 的 で 保 有 し て い る 上 場 株 式 は 、 第 1 0 5 期 中 に 、 速 や か に 売 却 す る も の と す る 。

第 3 提 案 の 理 由

1 . 定 款 変 更 の 件

当 社 が 純 投 資 以 外 の 目 的 で 保 有 し て い る 上 場 株 式 (以 下 「 政 策 保 有 株 式 」 と い い ま す 。) は 、 平 成 2 7 年 3 月 期 末 現 在 の 貸 借 対 照 表 (単 体) 上 、 2 7 銘 柄 、 計 約 3 6 4 億 円 に 上 り ま す 。 そ の 大 半 を 株 式 会 社 リ ク ル ー ト ホ ー ル デ ィ ン グ ス (以 下 「 リ ク ル ー ト 」 と い い ま す 。) の 株 式 が 占 め て お り 、 そ の 金 額 は 同 貸 借 対 照 表 上 約 3 4 9 億 円 で す 。

平 成 2 7 年 1 2 月 3 1 日 現 在 で 、 当 社 の 純 資 産 (連 結) は 約 6 0 2 億 円 (1 株 当 た り 約 7 0 3 円) で 、 現 在 の 当 社 の 株 価 は 純 資 産 倍 率 1 倍 を 大 き く 下 回 っ て い ま す 。 ま た 、 平 成 2 8 年 3 月 期 の 当 社 の 予 想 当 期 純 利 益 (連 結) に 基 づ く 自 己 資 本 利 益 率 (R O E) は 約 0 . 9 % と 極 め て 低 く 、 R O E 向 上 の 観 点 か ら も 、 資 産 か ら 投 資 有 価 証 券 を 減 ら し 、 自 己 資 本 も 応 分 に 減 ず る こ と が 望 ま れ ま す 。



平成27年6月から「コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」と言います。）」が施行され、当社は同年11月30日付でコーポレートガバナンスに関する報告書を東京証券取引所に提出しています。その中で、コードの「原則1-4. いわゆる政策保有株式」に関して、保有に関する方針等として「当該会社との関係強化による収益力向上の観点から有効性を判断」と記載しています。しかしながら、例えば、当社の保有するリクルート株式の簿価約349億円に対しリクルートに対する売上は約44億円（同年の株主総会における当社の「リクルートへの売上比率は約8%」との回答から推定）に過ぎないように、当社の保有する政策保有株式は「収益力向上の観点から有効」とは到底いえません。

また、当社は、コードで「策定・開示すべきである」とされている議決権行使基準の開示も行っておりません。

平成28年4月15日に株主提案者が当社取締役と面談した際には、リクルート株式の保有等について検討しているとのことでしたが、具体的な検討内容は不明です。

以上の通り、当社が現在保有する政策保



28.4.21
/2-18

有株式は、その保有について合理的に説明できないものであり、直ちに売却すべきです。そして、長期低落傾向にある当社の売上高及び低迷を続ける当期純利益に鑑み、早急に当社の事業構造を改革するための資金として活用すべきです。

さらに、同株式の売却代金は非常に大きな金額ですので、当社の事業構造改革に資金を充当した後に、配当や自社株買い等の株主還元の実現のためにも使用することが望まれます。

草々

付記差出人

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-3-10
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木 強



この郵便物は平成 28. 年 4. 月 21 日
第 04160 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

